

特定都市農地貸付けの承認申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律58号）第3条第1項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）第2条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第58号）第4条第1項）の規定に基づき、特定都市農地貸付けについて、下記の書面を添えて承認を申請します。

記

- 1 貸付規程
- 2 特定都市農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面
- 3 協定

注) 本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事計画を記載した書面についても添付すること（別添例参照）

別添

都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画

特定都市農地貸付けの承認の申請に係る都市農地の所有者の農林漁業の業務への従事計画は以下のとおりとする。

(年間の従事する業務及び日数等について記載)

(※ 上記のとおり相違ありません 氏名 )

※ 本欄に申請に係る都市農地の所有者の同意を得た上で記名するか、当該所有者の農林漁業の業務への従事計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

様式例第7号の2

〇〇〇指令第〇〇〇号

申請者

(主たる事務所)

(名称・代表者氏名)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

年 月 日付けをもって都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請のあった別記土地に係る特定都市農地貸付けについてこれを行うことを承認する。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長

(別記)

記

所在	地番	地目		地積 ( $m^2$ )	権利の種類	所有者(注)	
		登記簿	現況			住所	氏名又は名称

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

## 特定都市農地貸付規程例

### (目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〔貸付主体の名称〕が行う特定都市農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

### (貸付主体)

第2 本貸付けは、〇〇〇が実施するものとする。

### (貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び〇〇〇が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

### (貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、〇年間とする。

(2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間〇〇〇〇円とする。

（(注) 区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。）

(3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年〇月〇日までに〇〇〇に支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 貸付農地を転貸すること。

### (募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、「〇〇広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとする。

### (申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に〇〇〇へ申込書を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、〇〇市内に住所を有する者とする。

### (選考の方法)

第7 〇〇〇は、第6の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする

2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 〇〇〇は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 ○○○は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定により貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) ○○○が相当な理由があると認めたとき

※ 作成に当たっての留意事項

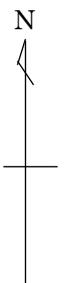
本特定都市農地貸付規程例は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要な事項を補充の上作成されたい。

別表

番号	所在	地番	地目		面積 (㎡)	位置	権利の 種類	所有者	
			登記簿	現況				住所	氏名
(例)									
1~10	○市字○○	○○番	田	畑	各 30	別図のとおり	賃借権	○市○番	○○
11~20	○市字○○	○○番	畑	畑	各 30		賃借権	○市○番	○○
計					600				

別図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



## 協定例

### (目的)

第1 ○○○〔特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者〕(以下「開設者」という。)、△△△〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕及び□□□〔農地の所有者〕(以下「所有者」という。)は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (協定の区域)

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

### (特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第3 開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

### (特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 4 △△△は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

### (特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき(別途締結する賃貸契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。)には、市民農園の用地を原状に回復し、農地の所有者に返還するものとする。

- 2 △△△は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

なお、農地の所有者が原状回復を求めないときにはこの限りでない。

- 3 開設者は、特定都市農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間において行うものとする。

4 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

5 △△△は、第4項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

((注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が△△△及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△及び所有者に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 △△△及び所有者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 所有者は、開設者が第3の2及び3、第4の1から3に違反したと認めるときには、開設者と締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

第9 △△△は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、開設者、△△△及び所有者が記名のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇

△△△ 住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇  
〇〇市長 〇〇〇

□□□ 住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積(m <sup>2</sup> )